

## 8 . 法廃止・国賠訴訟後の周囲の変化

先に述べたように、今なお差別は続いているのであるが、特に、「らい予防法」廃止、国賠訴訟熊本地裁判決後、退所者及び周囲には変化があったのだろうか。

厳密に整理、分類は出来ないのであるが、聞き取り 69 件の内、自分及び周囲が積極的な方向で変わったというものは半数を超えるが、消極的な方向で変わったというものと変化なしが半数近い。回答なしは 13 件であった。

「人の気持ちが変わった。(良いことばかりでなく、人間のエゴも出てきた。)(1931年生 男性)

以上、評価は分かれるが、周囲以上に自分自身が変わったとする聞き取りが多いのが注目される。

「気持ちが晴れ、生きがいをもてるようになった。」(1936年生 女性)

### (1) 変わらない

変わらない、という意見も多いが、周囲の人、家族、国・自治体、などで評価が違う。国に対しては、厳しい指摘がされている。

#### 周囲の人々

「特に変わったとは思わない。新聞記事になるなどおおっぴらになったが、そういう病気の人が出て、そういう生活をしていたのかは知ったと思うけど、本当に理解した人はいないんでないか。最近も温泉拒否のことがあったときは押さえられない感じがあった。」(1939年生 男性)

黒川温泉事件は、否定的見方を後押ししているようである。

「別に勝訴判決したって偏見、差別がなくなるわけではないし、何も変わらない。実名で人前に入る人がいる。自分にはそういう勇気がないね。」(1953年生 男性)

「あまり変わったとは思えない。病気にかかっているのは気の毒な人という雰囲気がある。」(1930年生 男性)

「世間はまだ理解がない。まわりの状況の変化はない。」(1926年生 男性)

変わっていないこと理由は、様々であるが、「不自由な身体と高齢」(1951年生 男性)による変化のあきらめ、「病気を隠しているので変わりようがない」(1947年生 女性)という聞き取りの一方、「友達にも、恋人にも病気のことを正直に話して生活してきているので影響はない。」(1957年生 女性)という人もいた。

「気持ちはそう簡単に変わるものではない。今でもバレたら」Rには迷惑をかけるけど、自分は手を合わせて線路の上にするつもり。カマを持って歩いていた祖母のつらさを思えば。(この)病気は簡単にうつらない、うつっても注射一本ですぐなおるということを知っている人が今でもどのくらいいるか、あの島々に。」(1935年生 男性)

「らい予防法廃止に向け、当事者代表として運動をしたが、実際に廃止となっても世の中が変わりない状況を残念に思った。」(1942年生 男性)

#### 国の反応

「国や地方自治体は変わってない。」(1942年生 男性)

「金さえやればいだろう」ということで、あまり清々とした印象はない。」(1932年生 男性)

「啓蒙教育はやっているが心の中を変えるまでの教育は進んでいない。実質的には何も変わっていない。」(1944年生 女性)

「自分は仕事と家庭の二つの問題で苦労してきた。社会の谷間でひっそりと生活してきた。国のやり方に対してはすごく腹が立つ。金だけの問題ではないと思う。」(1950年生 男性)

#### 地方自治体の反応

「宮古島の場合は石嶺市長がよくやってくれるが、那覇市の場合は優先入居で県に相談に行っても希望でない遠い団地を紹介アドバイスするので誰も行きたがらない」(1953年生 男性)

## (2) 積極的方向に変化があった

まず、周囲以上に自分に変化があったとするものが注目されるのである。周囲の変化と相乗効果なのだが、「遠慮がち」に、「逃げ隠れするように」、「こそこそ生きてきた」と語る人たちが、ハンセン病という重石、くびきから解放されていく様子うかがえる。

#### 自分が変わる

「大きく変わった。気持ちが楽になった。自分達の中にも偏見があった(健常者と自分はちがう。遠慮がちに生きていた)法律がなくなり、国が謝罪し、(自分達に)かぶさっていた履いが取れた感じがした。これからは、普通の障害者なんだと思っておけばいい、と思った。」(1922年生 男性)

「自分の決意が変わった。これで人間的な生活ができるという安心感が生まれた。」(1924年生 男性)

「96年の予防法廃止までは、気持ちの上で逃げ隠れだったが、予防法廃止で気持ちはスッキリした。もうこれで逃げ隠れせんでもいいなー、と。重しがとれた感じとっていい。」(1937年生 男性)

「自分自身が一番変わった。自分が一步踏み出したことで 呉服屋、美容室、商店街を歩いていても 皆の受け入れが、良いことを ひしひしと感じた。」(1941年生 女性)

#### 家族の絆

そして、家族の絆が強まったことも語られた。

「87年妻子が上京し、再び家族として生活していたが、「らい予防法」廃止の記事を目にした日初めて妻にこの病気にかかっていたと告げた。妻もとうに知っていたと明るくこたえ、それをきっかけにそれまで妻子が受けてきた差別の苦勞もきくことができ、すまなかったと頭を下げることができた。せきを切ったようにハンセン病のことを語り合うことができ、夫婦の絆はどの家族よりも強くなった。息子も父のハンセン病のことを理解できる人でなければ結婚しないと、結婚し、孫もできた。」(1944年生 男性)

「家族や近隣の方々が喜んでくれて、偏見もやわらかくなった。」(1943年生 男性)

#### 人間回復へ

また、裁判がまさに「人間回復」であったことも語られている。

「熊本の原告の人たちに本当に感謝している。勝訴判決を見て、地獄からのよみがえりを感じた。ハンセン病で地獄に落とされ、生きた亡霊としてそのまま人生を終えるはずが、裁判によって180度よみがえった。勇気をもって堂々と生きていける。隠さなくてはならないというトラウマから解放された。生きていればよいこともある。悪いことばかりじゃないと希望をもった。」(1944年生 男性)

#### 「生きていて良かった」 - 退所者の会への参加

更に、退所者の会への活動に参加するきっかけともなっている。

「みんなTVからもやるから一般の人でも理解するようになってると感じる。それを受けて自分も堂々と自分のこと、両親のことを言えるようになっていっていると思う。又「退所者の会」の活動もするようになった。」(1943年生 女性)

「 ”生きていて良かったなあ ” こんな日が来るなんて。こそこそ生きていた時代に、運動を起こして闘った人はすごい人だと思う。原告団に加わらなかったのに補償金がもらえた。それもきっかけとなって退所者の会に参加するようになった。」(1947年生 男性)

「退所者にも給付金が出る等の裁判後、退所者の会へ入った(2年前から)。(1941年生 男性)

#### 自治体対応

「園の対応について2002年退所以降は、なんとなくバックアップやフォローが消極的になった気がする熊本県の対応は前向きに良くなった。」(1946年生 男性)

もちろん変化には、国の補償による経済的安定も大きな点である。

「国は、一定程度の義務を果たしていると思う。個人的には、今以上のことを要求していくことはないと思っている。補償を受けられることによって、生活が安定した。全ての不安が解消されたのではないが、特に経済的な安定は、大きなことである。」(1947年生 男性)

「裁判のあととても変わりました。沖縄県の場合、自治体の取り入れが早かった。自分自身が一番変わった。自分が一歩踏み出したことで 呉服屋、美容室、商店街(銀天街)を歩いていても、皆の受け入れが、良いことを ひしひしと感じた。」(1941年生 女性)

「定年で仕事をやめたこともあり、今まで妻が行っていた役場に行くようになったが親切に対応してくれる。」(1941年生 男性)

「変って来たと思う。社会も、国も、地方自治体も。」(1936年生 男性)

#### 周囲が変わった

「周囲の人達は以前より病気のことを理解してくれるようになったと思う。周囲の理解が高まったことによって自分自身の気持も楽になってきた。」(1944年 女性)

「一部だろうが、支援の会を作ったりして、自分のことのようにして私達の運動を支えてくれる。こういう事は今までなかった。裁判があって初めて出てきたこと。大勢の人達が、新潟、群馬で本当に献身的にやってくれる。それが革新的な人だけでなくお坊さんやキリスト者であったり色々な人がやってくれて、うれしい。有難い。(1932年生 男性)

「具体的な講演会や展示会、シンポジウムを開いたりやっている。全部よくなったわけではないが...。ある時期におかしやイモンがあったがそれだけにとどまっていたが、段々と里帰りが積極的になってきた。」(1932年生 男性)

「ハンセン病は感染しないと言うことが知られるようになった。だから故郷のクラス会にも行けるかなと思う。でも、不安は残るので実際には行くことができない。」(1932年生 男性)

こうして、「自らの内なる差別」の克服が、今後の変化の出発点になる、ということであるが、偏見と差別の壁はそれだけ厚いといえるであろう。

### (3) 周囲が消極的方向に変わった

しかし、家族間、入所者と退所者、裁判参加者と非参加者、職員との間に様々な反目、対立も引き起こしている。これもまた、ハンセン病政策の過ちとその延長での新たな被害に他ならない。

「お金がおりることを知って、再々婚の話をした時に甥たちから反対された。ちょうどその時期に現在の妻と仲良くなったので金目当てと誤解されたようだ。(1926年生 男性)

「入所者について - あれだけいい生活をしていてどうなんだろう。これ以上大袈裟にする必要はないのでは。むしろ外に出ている人こそ大変。出た人達にとっては良い判決だった。園内でもこういうお金があるのだから退所しろとの風潮が出ている。中の人への反応としては『退所しないで補償金もらう方がいいよ』と言っている。」(1937年生 男性)

「(裁判中)園での原告団の会計をしていたが 職員の態度が変わったと感じた。また原告に加わらない入所者からも、言葉や態度から嫌がらせがあった。(勝訴)裁判が終わった後も、入所者同士のへだたりを感じていた。また職員は職場を失うことになるのかと心配していた感じがあった。」(1939年生 男性)

そのような中、「園の対応について2002年退所以降は、なんとなくバックアップやフォローが消極的になった気がする」(1946年生 男性)という声がある。また、「妻がらい予防法廃止後、自分がハンセン病だったことを知り、妻との関係が悪くなった」(1940年生 男性)という深刻な語りもある。

### (4) 裁判について

やはり、裁判が大きな力になったことが語られている。

「自分たちの生活が苦しい時に勝訴判決があり、思ってもいなかったお金がもらえた。弁護士さんには本当に感謝している。ありがたい。裁判には何回か夫婦共に行った。提訴当初園の患者の賠償請求の新聞記事を見て夫婦でこんなこと言って恥ずかしいと話していた。裁判で受け取ったお金を夫の兄弟5名に少しずつ分けてあげた。兄弟も苦労しているので。」(1930年生 女性)

「勝訴判決がせめて10年早かったら、もっと多くの人々が助かったのと思う。」(1934年生 男性)

「裁判の時は、自分達が闘うことによって、将来が保障されるというイメージが強かったんです。そのまま埋もれるのではなくて、自分達が今立ち上がることによって、自分達の将来が保障されるという志望もあったし、そういう話でしたから。じゃあ力を合わせて、退所者の会を作ろうということで、事務局もやっていたから。結果的に勝ちまして、入院している人も全部もらえるようになったわけです。そういう形で、非常に良かったと思う。」(1937年生 男性)

「裁判中からも国内からの反対が大きくて大変だった。その反対を押しきってやってきた。抵抗は本当に強かったし、最初に出た金額は本当に低いものだったし、高齢になって今さら、外で暮らせない人も多くて、矛盾だらけだったけれど、勝って本当によかったと思う。」(1938年生 男性)